

木管第111号
平成25年4月16日

木更津市庁舎整備検討委員会
委員長 柳澤 要 様

木更津市長 水 越 勇 雄

庁舎整備基本計画について（諮問）

木更津市附属機関設置条例（昭和34年木更津市条例第28号）第3条の規定に基づき、
庁舎整備に関する下記事項について、理由書、資料（庁舎整備基本計画の策定について）
を添えて諮問します。

なお、答申につきましては、平成25年9月までに取りまとめいただきますようお願い
申し上げます。

記

- 1 庁舎整備基本計画に関すること

諮問理由書

平成25年3月に貴検討委員会より庁舎整備基本構想に関することの答申をいただきました。

この答申を受けて、現在の庁舎の課題を確認し、新庁舎建設の必要性を整理し、新庁舎のあるべき姿、理想の庁舎像を描き、それに基づき、新庁舎の位置、建設規模及び機能等の検討を行い、庁舎整備基本構想を策定しました。

庁舎整備基本構想では、現在の本庁舎の耐震性の欠如に代表される問題点や市民ニーズに総合的かつ効率的に対応し、市民サービスの向上と効率的な行政運営を実現するには、新庁舎の早期建設が必要であるとしております。その実現に向けて、庁舎整備基本構想で掲げた基本理念、必要な機能や規模などについて具体化し、新庁舎設計の指針となる庁舎整備基本計画を早急に策定することが不可欠と考えます。

つきましては、庁舎整備基本構想に基づき、新庁舎建設にあたっての課題や条件を整理し、施設計画、事業費等を確認し、基本設計の指針とする庁舎整備基本計画について、貴検討委員会のご提言をいただきたく諮問を行うものであります。

庁舎整備基本計画の策定について

庁舎整備基本計画の策定につきましては、以下の内容を調査、審議していただくものがあります。

(1) 新庁舎建設に関する情報の整理

- ① 新庁舎建設の必要性
- ② 新庁舎建設の検討経緯
- ③ 先進地事例の調査

(2) 新庁舎建設の基本的な考え方の整理

- ① 上位関連計画等との整合性
- ② 基本方針の整理

(3) 庁舎の機能の整理

新庁舎が備えるべき機能について、次に掲げる視点から整理する。

- ① 市民利便性関係
- ② 市民協働関係
- ③ 防災拠点施設関係
- ④ 行政機能関係
- ⑤ 議会関係
- ⑥ 環境共生関係
- ⑦ ユニバーサルデザイン関係
- ⑧ セキュリティ関係
- ⑨ その他

・上記に掲げるもの以外で、必要と思われる機能の整理。

(4) 庁舎の基本指標

次に掲げる項目を整理し、新庁舎の規模を算定する上での指標とする。

- ① 将来人口
- ② 想定職員数
- ③ 想定議員数

(5) 建設計画に関する考え方の整理

- ① 建設場所の考え方

- ② 敷地の利用計画に関する考え方
- ③ 建築計画に関する考え方

(6) 窓口・執務空間計画に関する考え方の整理

- ① 必要機能の検討

「(3) 庁舎の機能の整理」各項目のうち、窓口・執務空間に関する詳細を検討する。

- ② 市民の利便性を考慮した窓口空間及び執務空間のあり方と働き方の検討
- ③ フロアー構成に関する考え方
- ④ 将来的な新庁舎の利活用に関する考え方

(7) 事業計画に関する考え方の整理

- ① 事業方式と地元経済への波及効果
- ② 適切な事業方式に基づく事業スケジュール
- ③ ライフサイクルコストの検討
- ④ 財源等の検討
- ⑤ 設計者選定に係る仕様書等の作成

(8) 運用管理計画に関する考え方の整理

- ① 運用管理方式の検討
- ② 運用管理委託方式の検討